



今月の主な内容

- 平成27年度当初予算報告 ……2~3
- 議会だより ……………9~19
- 平成27年度
教育行政方針 ……………22

人のうごき

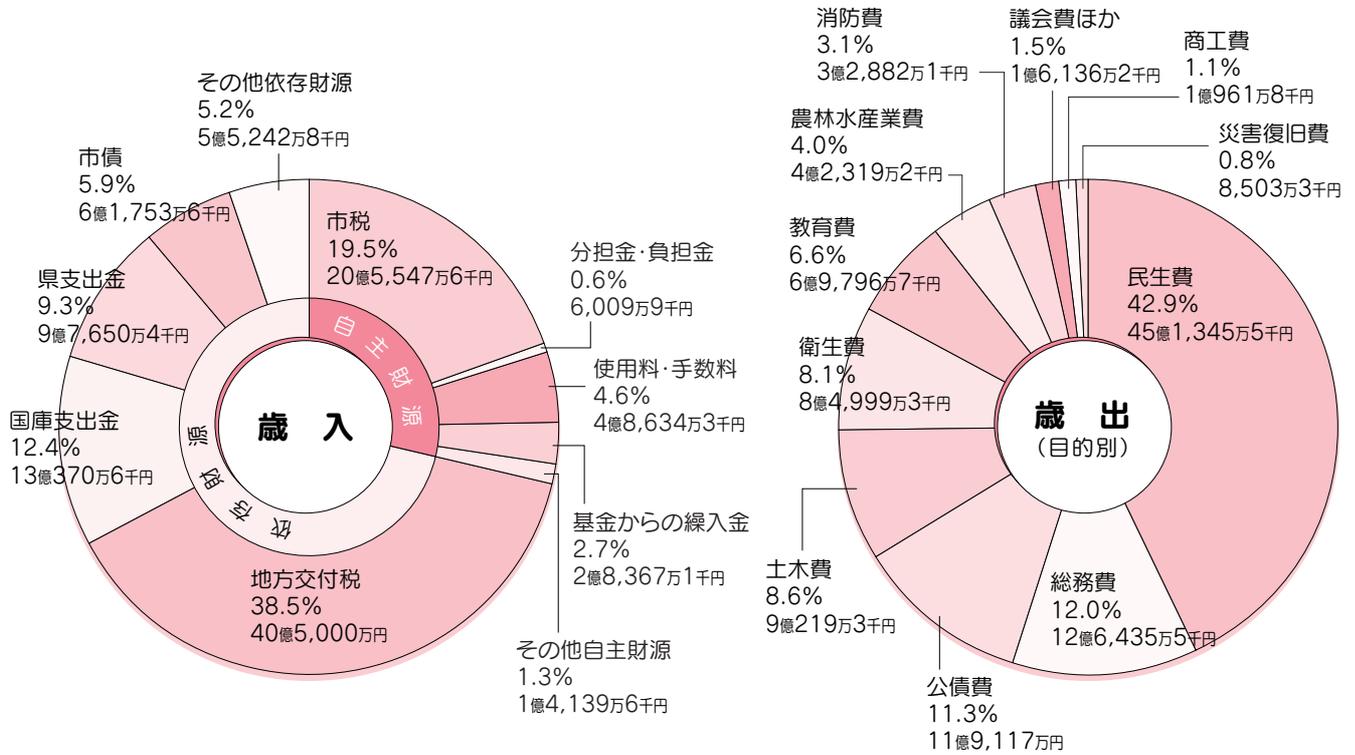
(27.4.1現在)

	前月比	3月中の異動状況
世帯数	10,201	-7
人口	21,727	-131
(男)	10,197	-66
(女)	11,530	-65
		出生 10
		死亡 26
		転入 102
		転出 217

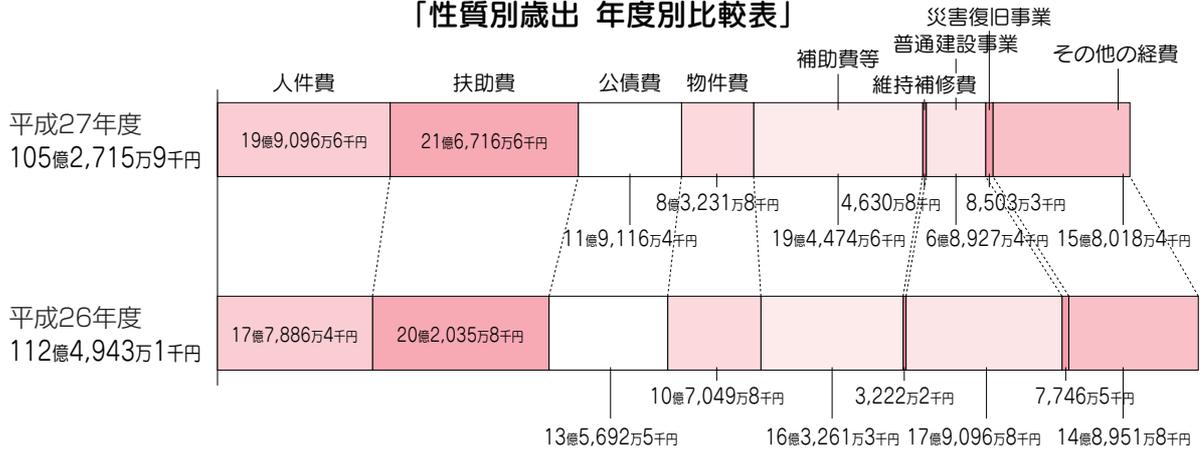
4月18日、第1回宿毛マラソンが開催され、685名のランナーが宿毛の街を駆け抜けました。皆様のご協力ありがとうございました。詳細については6月号で報告します。

平成27年度 当初予算報告

一般会計総額 105億2,715万9千円



「性質別歳出 年度別比較表」



- 市債** 道路の改良や建設事業などを行う際の、事業費に対する財源不足を補う借金。
- 地方交付税** 行政が仕事をしていくために標準的な経費を算出し、自治体の収入で足りない部分について国から交付されるもの。
- 民生費** 子ども・高齢者・障害者などの福祉や人権政策などのための費用。
- 衛生費** ごみ処理などの環境整備や検診、予防接種などのための費用。
- 扶助費** 身体障害者、高齢者、児童、生活困窮者などを援助するための費用。
- 公債費** 市債を返済していく費用。
- 物件費** 委託料（ごみの収集業務、工事の設計業務など）、光熱水費、電話料、郵便料、事務用品や旅費などの費用。
- 補助費等** 各種団体やイベントへの補助金、一部事務組合（消防、ごみ処理など）への負担金などの費用。
- 普通建設事業** 道路、公園、住宅、港湾などの施設整備の費用。

〔用語解説〕

一般会計

本年度の一般会計予算総額は105億2,715万9千円で、普通建設事業費などの減少により、前年度より7億2,227万2千円、約6.4%の減となりました。

今年度は、南海地震対策や福祉対策に加え、前年度より6,000万円増の農林水産事業対策に重点を置いた予算編成となっております。

依然として厳しい財政運営が予想されますが、限られた財源の中でより効率的、効果的な運営に努めていきます。

一般会計の主な事業

宿毛東団地建設促進事業費補助金
750万円

宿毛東団地の土地を購入し、住宅を建築した場合に住宅建設資金の一部を補助する。

地域防災対策総合補助金
347万5千円

自主防災組織の資機材整備・訓練費用などに対して助成することにより、自主防災組織の育成、活性化を図る。

住宅耐震戸別訪問事業
54万円

個人住宅の耐震化促進事業として診断、設計および改修工事における助成制度を利用できることを戸別訪問により案内し、個人住宅の耐震化を促す。

防災備蓄品購入費
446万7千円

災害時に必要となる毛布などの備蓄品を整備する。

ふるさと納税推進事業
1,419万6千円

ふるさと納税ポータルサイトおよびYahoo!-公金支払いを活用して、インターネット上のサイトからふるさと納税に関するすべての手続きができるようにする。

離島訪問介護サービス事業委託料
156万円

指定訪問介護事業者に業務委託し、沖の島で訪問介護を提供するヘルパーを雇用する。

私立保育所耐震補強工事
4,647万8千円

保育所を耐震補強することで、災害時における保育所入所

児童と職員の安全を確保する。

生活困窮者自立支援事業
1,370万5千円

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、そのほかの支援を行うための所要の措置を講ずる。

水産情報高度利用施設設置事業
1,631万5千円

すくも湾漁協における各事業の運営システムの効率化および同システムのバックアップ体制を構築することで、安定した運営および事業の効率化を図る。

小学校体育館補強設計業務委託料
1,155万3千円

補強実施設計を行うことで耐震化事業を行い、児童・職員の安全を確保する。

中学校屋内運動場改修工事
1,936万5千円

耐震補強工事と併せて改修工事を実施し、生徒・職員の安全を確保する。

特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合にその経費を明確にするため、一般会計と区別して設けられる会計です。

宿毛市では、本年度は左の表のとおり、国民健康保険事業から後期高齢者医療まで11の特別会計を設けています。

本年度の特別会計予算総額は、77億3,460万1千円で、前年度に比べ全体で6億2,158万9千円の増となっております。

ています。

企業会計

企業会計は、地方公共団体の経営する会社のようなもので、地方公営企業法の適用を受けるものをいい、宿毛市では水道事業会計がこれにあたります。

本年度の水道事業会計予算は7億2,949万7千円で、前年度より11.9%の減となっております。

会 計	予 算 額	前年度比
一 般 会 計	105億2,715万9千円	-6.4%
国民健康保険事業	35億3,260万1千円	15.7%
へき地診療事業	6,365万4千円	-12.4%
定期船事業	1億2,772万円	3.9%
特別養護老人ホーム	4億8,314万7千円	1.1%
学校給食事業	1億9,463万3千円	-2.5%
下水道事業	4億7,197万円	-0.3%
国民宿舎運営事業	5,253万4千円	-46.5%
介護認定審査会	374万2千円	1.1%
介護保険事業	24億7,800万4千円	8.3%
土地区画整理事業	4,315万7千円	-2.4%
後期高齢者医療	2億8,343万9千円	1.6%
特別会計計	77億3,460万1千円	8.7%
水道事業会計	7億2,949万7千円	-11.9%

教育委員会教育長が決まりました

平成27年3月23日、平成27年第1回宿毛市議会定例会において、教育長が任命されました。

宿毛市教育委員会教育長

立田 壽行 氏



任期

平成27年4月1日
～平成30年3月31日

【問い合わせ先】

学校教育課

☎63-11102

ひとり親家庭医療費受給者証の交付申請について

ひとり親家庭医療費受給条

件が前年分の所得に対する所得税非課税世帯に限られており、税の確定する6月に審査が必要となります。受給対象者は交付申請書を忘れずに提出してください。

受給対象者

ひとり親家庭の保護者と児童

※児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の者

受付期間

5月1日(金)～5月29日(金)
(土・日・祝日除く)

※所得証明書などの発行が期日に間に合わない場合は、福祉事務所までご連絡ください。

受付場所

福祉事務所社会児童係

持参するもの

- 対象者全員の保険証
- 認め印
- ひとり親家庭医療費受給者証

● 平成27年1月1日現在、宿毛市以外に住所をおいていた方は、その住所地で発行する平成27年度(平成26年分)所得証明書、または税務署

発行の平成26年分申告所得
税納税証明書

【問い合わせ先】

福祉事務所社会児童係

☎63-11114

宿毛市へのふるさと納税
ありがとうございました

平成26年度に寄附をいただいた方々(公開をご了承いただいた方のみ)をご紹介します。宿毛市を思われる皆さんのお気持ちに十分に応えられるよう、指定された使途に沿って有効に活用させていただきます。

- 千葉県木更津市 谷本 光生 様
- さいたま市緑区 坂田 重徳 様
- 東京都新宿区 後藤 由美子 様
- 高知市 岸本 晋典 様
- 横浜市瀬谷区 佐原 正夫 様
- 東京都江戸川区 横山 英文 様
- 佐賀県神埼市 武内 稔 様
- 高知市 山岡 頼母 様

- 東京都新宿区 西田 正紀 様
- 神奈川県鎌倉市 萩原 敏孝 様
- さいたま市南区 奥島 孝康 様

これまでにいただきました寄附金は、ふるさと寄附金基金に積み立てています。その基金から、平成26年度は、「ふるさと」の環境保全に関する事業として、荒瀬山生活環境保全林遊歩道管理業務に21万6千円、「市長が必要と認める事業」として、市内で行う各種イベントなどで活用するための机購入費用に91万5千円を活用させていただきました。

【問い合わせ先】

企画課

☎63-11118

坂本ダムからのお知らせ

松田川を利用される方は、坂本ダム放流の警報音と放送に、十分注意してください。川にいるときに放流警報が出ましたら、すぐに川から上がって、安全な場所に避難してください。坂本ダムの警報音は、普通のサイレンの音と

は異なります。警報音を認識していただくために次の予定で、坂本ダムから篠川合流点までの地域に警報音を出します。で、聞きとめてください。なお、雨天の場合は中止します。

日時

- 5月7日(木) 14時30分～
- 5月14日(木) 〃
- 5月21日(木) 〃
- 5月28日(木) 〃

※坂本ダムの貯水量または流域の雨量などの坂本ダムに関する情報は☎62-16521で聞くことができますのでご利用ください。

【問い合わせ先】

幡多土木事務所宿毛事務所
施設管理課

☎63-12141(宿毛事務所)

☎62-16510(坂本ダム)

休日当番医変更のお知らせ

5月5日は筒井病院、5月31日は大西内科胃腸科へと変更になりました。

【問い合わせ先】

企画課

☎63-11118

行政相談委員が決まりました

宿毛市の行政相談委員に平成27年4月1日付けで、次の方々が新規に委嘱を受けました。



三本 義男さん
(中央)



山岡 まゆみさん
(二ノ宮)

行政相談委員は、①国の仕事、②J.R、N.T.Tなどの特殊法人の仕事、③県や市町村が国の補助を受けて行っている仕事などについて、住民の皆さんからの相談を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

今月の1日行政相談所

日時

5月12日(火) 13時～15時

場所

宿毛文教センター会議室3

宿毛市行政相談委員

三本義男

☎ 63-11800

山岡まゆみ

☎ 63-11468

※相談は各委員の自宅や電話でも受け付けています。

【問い合わせ先】

総務課

☎ 63-10948

無料人権相談

相談を希望される方は、事前に人権推進課までご連絡ください。

日時

6月1日(月) 10時～15時

※相談時間は、1人30分です。

場所

宿毛文教センター視聴覚室

内容

人権問題・婚姻・扶養・相続・金銭貸借・土地建物貸借・登記・戸籍・交通事故など

主催

高知地方方法務局四方十支局

【問い合わせ先】

人権推進課

☎ 62-10225

特定計量器(はかり)の定期検査

特定計量器を「取引」または「証明」に使用する方は、知事が実施する定期検査を受けなければならないことが計量法で定められています。今年2年に1回の実施年となっていますので、対象となる計量器をお持ちの方は必ず検査を受けてください。

なお、すでに計量士の検査を受けている方は検査の必要はありません。

また、500kg以上計量できるようなはかりの場合は検査会場での検査ができませんので、商工観光課に連絡の上、所在場所検査申請を行ってください。持ち運びの出来ないはかりの場合も同様です。

特定計量器 定期検査日程表

実施日	時間	場所
5月11日(月)	14:00～16:00	小筑紫基幹集落センター
5月12日(火)	9:30～12:00	高知はた農協宿毛東出張所
〃	13:00～15:30	〃
5月13日(水)	9:00～12:00	宿毛市役所裏駐車場
〃	13:00～15:30	〃
5月14日(木)	9:00～12:00	片島公民館
〃	15:40～16:10	すくも湾漁協沖の島支所
〃	16:40～17:00	すくも湾漁協弘瀬出張所

【問い合わせ先】 商工観光課 ☎ 63-11119

宿毛市立墓地公園使用希望者募集

宿毛市立墓地公園(和田)の1区画について、使用希望者を募集します。申し込みは1世帯1区画とします。また、すでに宿毛市立墓地公園を使用されている世帯の方の申し込みはできません。詳細についてはお問い合わせください。

使用対象者

本市に住所または本籍を有する方、もしくは市内にすでに祖先の墳墓を有する方

墓地詳細

● 区画面積 7.5²m²

● 永代使用料

500,000円

● 永代管理料

21,600円

申込締切日

5月29日(金) ※当日必着

【問い合わせ先】

環境課

☎ 63-11697

【寄贈のお礼】

(株)ヒワサキから、ポータブル

ルガス発電機の寄贈を受けました。しっかりと防災対策に活用させていただきます。ありがとうございました。



【問い合わせ先】

危機管理課

☎ 63-10951

地域懇談会の開催について

市の各種施策に対するご意見やご提言を市民の皆さんから直接いただき、本市における課題解決に向けた施策の参考とさせていただきます。この「地域懇談会」を、平成24年度から実施しており、本年度は、

開催日	区名	会場
5月13日(水) 19時～	沖須賀、仲須賀、名店街、南沖須賀、坂ノ下、都賀川	宿毛文教センター
5月14日(木) 19時～	西町、西町地域振興住宅、港南台	西町公会堂
5月15日(金) 19時～	坂本、楠山、奥下藤、出井	坂本集会所
5月21日(木) 19時～	西須賀、東須賀、橋田、下駄場、上駄場、奥黒川、岡松、西天神	黒川集会所
5月25日(月) 19時～	貝塚、沖新田、錦、四季の丘、新田、貝塚前、高砂	宿毛市総合社会福祉センター
5月27日(水) 19時～	伊与野、湊、呼崎	宿毛漁業指導所
5月29日(金) 19時～	東長尾、中長尾、北長尾、南長尾、西竹石、中竹石、東竹石、小島、手代岡、けんみん病院官舎、CASA山奈	手代岡隣保館
6月29日(月) 10時～	鵜来島	鵜来島離島センター
6月29日(月) 17時～	母島、古屋野、弘瀬、長浜、久保浦	沖の島開発総合センター

次の日程で行います。

なお、開催する地区への案内は、回覧文書で周知しますので、多くの方々のご出席を願います。

【問い合わせ先】

企画課秘書係
☎ 63-11118

桜植樹記念碑が建立されました

清流と桜の会を中心とした和田地区の住民の方々や、本市出身の竹内明太郎氏が創設したコマツと関係の深い「公益財団法人日本花の会」が協力し、松田川堤防沿いの宿毛大橋から文殊橋までの約2kmの区間に桜の植樹がなされています。これを記念して桜植樹記念碑が建立され、3月8日に、宿毛市の名誉市民である萩原敏孝氏（コマツ顧問）、奥島孝康氏（早稲田大学第14代総長）、坂本嘉廣氏（富山房インターナショナル会長）など多くの方々参加し、桜植樹記念碑の除幕式が執り行われました。

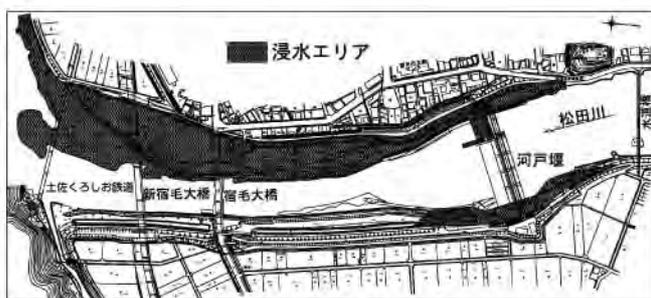


【問い合わせ先】

企画課政策企画係
☎ 63-11118

河戸堰からのお知らせ

松田川の河戸堰周辺の河川敷は、川の水位が上がると浸水する区域です。また、大雨時に一定以上の水位になると、河戸堰でゲート操作を行います。ゲート操作を行うと、河川敷はさらに浸水しますので、河川敷から避難してください。



【問い合わせ先】

幡多土木事務所宿毛事務所
施設管理課
☎ 63-2141 (宿毛事務所)
☎ 62-0534 (河戸堰自動応答)

お誕生おめでとう
(平成27年3月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
宿毛	あごう いつき 吾郷 一輝	健児
山奈町山田	くたに ひびと 九谷 響土	浩平
大島	おかだ のか 岡田 望々香	一仁
平田町中山	さだ たけしろう 佐田 太滋郎	孝太郎
駅前町1丁目	そが たくみ 曾我 拓実	慎之介

ご冥福をお祈りします
(平成27年3月受付分)

住所	氏名	享年
中央3丁目	松本 都夜子	86

広報すくも4月号に掲載しました安東寅市さん(片島)の氏名に誤りがありました。お詫びして訂正します。

【問い合わせ先】

市民課
☎ 63-11112

※本コーナーへの掲載は、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略)

長期浸水防災訓練をします

南海トラフ巨大地震に伴い、津波や長期浸水被害が想定される地域における合同救助訓練を実施します。当日はヘリコプターの救出訓練も予定しており、訓練時には騒音などの発生により近隣の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日時

5月29日(金)
9時30分～12時
※予備日 6月1日(月)

場所

宿毛クリーンセンター西側
(新田公園グラウンド)



参加機関

高知県警察(宿毛警察署、災害対策課、機動隊、航空隊)、高知県消防防災航空隊、宿毛市、幡多西部消防組合、

宿毛海上保安署、自主防災組織、片島中学校生など

【問い合わせ先】

宿毛警察署
☎63-00110

楠山公園梅狩りのご案内

今年も梅の実の収穫時期がやってきました。お好みの大きさ、熟れ具合を確認してご自分の手で収穫をしてみませんか。7日のみ地元物産品も販売します。

日時

6月7日(日)

9時～14時(小雨決行)

- 梅の種飛ばし大会
- 楠山梅祭り写真コンテスト 卜展示表彰

6月8日(月)～14日(日)

集合場所

楠山公園駐車場
※1kgあたり200円でお持ち帰りできます。
※梅が無くなり次第、収穫体験は終了します。

【問い合わせ先】

山里の家
☎64-7037

宿毛東団地、分譲します

宿毛市では、宿毛東団地の宅地分譲を行っています。

東団地は、南海地震における津波浸水想定区域外であり、また、高規格道路「中村宿毛道路」平田ICに近いため、四万十市街地、宿毛市街地どちらに向かうにも便利です。

所在地

平田町東平(20区画)
(平成27年3月31日現在)

面積

219～397㎡

売却価格

604～1,514万円

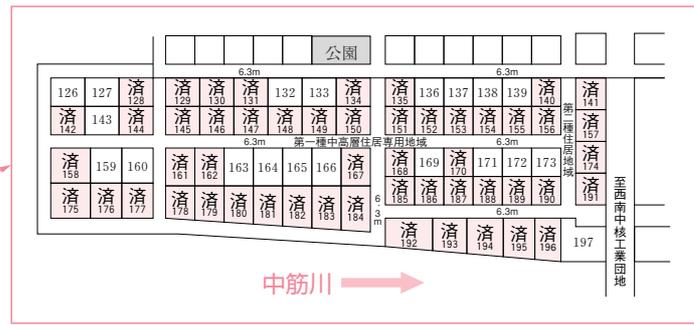
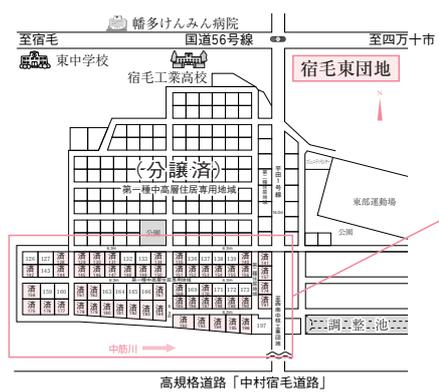
宅地分譲の条件など

- 自ら居住する住宅、または店舗などの建物を建築しなければいけません。
- 所有権移転登記完了後5年間は、第三者に対し売ったり貸したりはできません。

※詳しくは総務課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

総務課
☎63-00948



家を建てませんか？
今なら補助金が出ます!!

宿毛東団地の宅地を取得した方が住宅などを建築する資金の一部として、補助金を交付します。

補助対象者

- 平成27年4月1日～平成30年3月31日の間に、宿毛東団地の宅地を取得し、自ら居住するための補助対象住宅などを建築する者
- 市町村税に滞納がないこと
- 補助対象住宅など
- 建築面積が50平方メートル以上の住宅。ただし、事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものにあつては、その延べ床面積のうち2分の1以上を居住の用に供する住宅。

補助金の額

宅地を購入した面積(㎡)に6,000円を乗じて得た額を上限とする。



津波避難ビルの指定
 高知はた農業協同組合宿毛支所(屋上)

平成27年3月、高知はた農業協同組合宿毛支所の屋上を津波からの緊急避難施設として使用するための屋外階段が完成し、新たに津波避難ビルとして指定しました。

屋上には、長期避難に備えて防災備蓄倉庫を設置し、簡易トイレセットなどの資機材を配備しています。

津波避難ビルマップ



No	津波避難ビル
1	シティブライト
2	ロイヤルコート
3	ビジネスホテルあさひ
4	社会福祉センター
5	貝崎ハイツ
6	ホテルマツヤ
7	ホテルアバン宿毛
8	レジダンスクレール
9	警察官舎
10	宿毛高校北校舎
11	ラ・フォーレNAGATA
12	ビジネスホテル上村
13	アーネストサイワイ
14	秋沢ホテル
15	ビューあじさい
16	宿毛警察署
17	山本ハイツ
18	宿毛市役所
19	ハイツ江ノ島
20	大井田病院
21	高知はた農業協同組合宿毛支所
22	ハイツOcean View

量販店に感謝状



長田町で4棟を全焼した火災の消火に協力し、延焼防止に寄与したとして、スーパー「サングリートクリハラ」を経営する(株)くりはらに市長より感謝状が贈られました。

サングリートクリハラは現場のすぐ南側にあり、開店前準備中の社員が店舗の消火栓を使って消火活動に当たったほか、店舗の防火水槽の水を消防団に提供してくださいました。サングリートクリハラでは毎年防火訓練を続けており、実際に消火栓を使った訓練を実施したばかりでした。今回の活躍は、このような日ごろの訓練の賜物です。

ありがとうございます。



取り付けていますか？ 家族を守る住宅用火災警報器

消防法の改正により、平成23年6月1日から、すべての住宅に『住宅用火災警報器』の設置が義務化となりました。設置場所は寝室と、2・3階に寝室のある場合はその階段部分にも必要です。

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をお勧めします。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるためとても危険です。日ごろから定期的に清掃、音の確認や電池切れ、故障の有無などを確認しましょう。

平成27年度全国統一防火標語

『無防備な
心に火災が
かくれんぼ』

【問い合わせ先】

宿毛消防署
 ☎ 6 3 - 3 1 1 1
 FAX 6 3 - 3 3 9 6

無防備な 心に火災が かくれんぼ



すくも市議会だより

第76号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第一回定例会は平成二十七年三月三日に開会し、二十一日間の会期で三月二十三日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十七年年度宿毛市一般会計予算」など予算議案二十八件、「教育長の任命につき同意を求めること」の人事議案一件、「宿毛市一般職の任期付職員採用等に関する条例の制定」など条例議案十五件、「指定管理者の指定」などその他の議案六件の合計五十議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

開会日には議会基本条例に関する調査研究を行っていた議会基本条例調査特別委員会より、基本条例は必要であり条例の制定を提言するとの最終報告があり、全会一致をもって承認されました。市政に対する一般質問は、九日、十日に行われ、八人の議員が質問に立ち、また、十一日には議案に対する質疑が行われました。皆さんから提出された陳情は「JAGグループの自己改革

の実現に向けた意見書の提出」など三件が審議され、一件が趣旨採択、一件が一部採択、一件が不採択となりました。

また、議会最終日には議員から「宿毛市議会基本条例の制定」など条例議案二件及び「最低賃金の引き上げを求める意見書」一件が提出され、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

当初予算

◎一般会計(議案第十五号)

平成二十七年年度一般会計予算は総額で、百五億二千七百十五万九千円で対前年比六・四%の減となっています。(詳細は、二・三ページをご参照下さい。)

三月定例会日程

3月3日(火) 本会議

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)	(火)	(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)	(火)	(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)
本会議	休会																		

開会、行政方針の表明、議会基本条例調査特別委員会報告、議案上程、提案理由の説明、議案等精査、議案等精査、議案等精査

一般質問

一般質問
議案質疑
委員会審査
委員会審査

委員会審査
委員会審査

委員会審査

委員長報告、質疑
討論、表決、閉会

条例

◎宿毛市子ども・子育て支援法第八七条の規定による過料に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法の規定に基づき、一定の報告等を

しない場合について市町村が条例を制定し過料を科すこととなっており、正当な理由がなく必要な報告をしなかった場合に十万円以下の過料を科すものです。

◎宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法等の改正により、第一号被保険者の保険料率に關する基準が標準六段階から標準九段階に改正されたこと、また、地域支援事業に新たな事業が追加となり、そのうち「介護予防・日常生活支援総合事業」と「認知症施策」については、円滑な実施を図るため関係機関との調整が必要なことからその実施を猶予することについて条例の改正をしようとするものです。

その他

◎指定管理者の指定について

特別養護老人ホーム千寿園の指定管理者を平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間、社会福祉法人宿毛福祉会に指定することについて、地方自治法第二四四条の二第六項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

▼人事案件▲

平成二十七年第一回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○教育長の任命

立田 壽 行(たてだ かずゆき) 氏



▼陳情▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第26号	J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について(継続審査分)	趣旨採択
第27号	「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について	一部採択
第28号	「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書の提出について	不採択

意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎最低賃金の引き上げを求める意見書

厚生労働省が発表した昨年十一月の有効求人倍率は一・二倍と二十二年六ヵ月ぶりの高い水準であった。また、完全失業率は、三・五%と前年同月と比較して三十万人減少し、五十四ヵ月連続の減少となった。また、労働者の賃金は二%上昇し、雇用も百万人増加している。

しかし、労働者・国民の生活実態は、依然厳しい状況に置かれており、格差と貧困はより拡大している。その大きな要因は、労働者の実質賃金低下と不安定雇用の拡大である。労働者の実質賃金は物価上昇や消費税増税によって十七ヵ月連続で減少している。この間、非正規雇用者は増加する一方で正規雇用は減少し、いまや非正規雇用者は二千万人を超え、その割合は三十八・二%(二〇

一四年二月)で過去最高となっている。そして、その多くが年収二百万円以下のワーキングプアで、その数も千百九万人と過去最高となった。さらに、貯蓄ゼロ世帯は千五百五十万世帯で、二〇一二年と比較すると二百五十万世帯増加し、その比率も三十一%にのぼる。非正規雇用者の増加は、格差や貧困を拡大させ、景気の底上げを停滞させている。

政府が掲げる「地方創生」を果たすためには、地方経済の底上げが必要不可欠であり、都市部と地方、正規と非正規の格差是正と最低賃金の底上げによって、地方で働き暮らし続けられる制度作りが重要である。以上のことにより、政府に次の事項につき、速やかに対策を講じるよう強く求める。

記

一 最低賃金を引き上げるための施策を早急に講ずること。

◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	教育長の任命につき同意を求めることについて	同意
第2号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第3号 ～14号	平成26年度各特別会計及び水道事業会計補正予算について	原案可決
第15号	平成27年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第16号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
第17号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決
第18号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決
第19号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決
第20号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決
第21号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決
第22号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決
第23号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決
第24号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決
第25号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決
第26号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
第27号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計予算について	原案可決
第28号	平成27年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決
第29号	宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	原案可決
第30号	宿毛市宅地分譲促進基金条例の制定について	原案可決
第31号	宿毛市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	原案可決
第32号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
第33号	宿毛市一般職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第36号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第41号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	原案可決
第43号	保育の実施に関する条例を廃止する条例について	原案可決
第44号	指定管理者の指定について	原案可決
第45号 ～49号	市道路線の認定について	原案可決
第50号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第51号	宿毛市議会基本条例の制定について	原案可決
第52号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第53号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決
意見書案1号	最低賃金の引き上げを求める意見書について	原案可決

問 質 一 般

三月定例会の一般質問は、九日及び十日の二日間に八人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

地方創生について

問 宿毛市をどうすれば活性化し、元気にすることが出来るのかを考えて、宿毛市のおかれた現状や問題点を正しく分析し、独自の現実に具体的なプランを作り、実行していかねければならない。まさにこれからの五年間は宿毛の生き残りをかけた大変重要な真剣勝負の年であると考え、地方創生に向けての市長の決意を問う。

答 地方創生の動きは追い風

であり将来に向かって発展していくための絶好の機会と捉え、長期的な視点のもと本市の特性に合った施策を実施していきたい。

問 雇用対策に繋がる取組みとして、福祉施設を積極的に誘致していく方向にシフトを変えてはどうか問う。

答 福祉施設が増えることは入所待機者への支援、雇用拡大といった地域への波及効果は大きい。さまざまな課題もあり、実行可能なものか検討をしていきたい。

問 地方創生に向けてのプランの作成にあたっての今後のスケジュールについて問う。

答 策定時期は本年の十月頃を目標に進めて行きたい。

問 宿毛市振興計画と地方版総合戦略プランとの整合性について問う。

答 振興計画は市政全般にわたる様々な分野についての計画であり、地方版総合戦略はより具体的に各施策について定めるものである。二つの計画に矛盾があつてはならず整合性を図っていく。

地域公共交通の充実について

問 地域で安心して生活をしていく上で必要不可欠な公共交通を確保していくことは重要なことである。昨年十月から始めた実証運行期間の取組みによつて得たものはなにか。

答 移動手段を利用したいと希望しているのは高齢者であった。利用者のニーズに合わせて移動できる手段でなければ利用が難しい。

問 本格運用に至らなかつた理由について問う。

答 国の補助要件である稼働率三十%以上を下回っていた。事業を行う上で車両や人員の

確保が困難であつたとの理由である。

問 実証運行を分析し、持続可能な公共交通の確保に努めると言われているが今後の取組みについて問う。

答 公共交通に専門的な業者と委託契約をして、対象地域に入り関係地区の皆さんの意見を聞きながら地域の実情にあつた持続可能な公共交通体系を整備していく。

鍼灸施術費用に対する補助金の創設について

問 鍼灸施術費用に対する補助金創設についてのその後の取組みについて問う。

答 はり灸マッサージ施術助成は高知県の新規補助対象事業とならないことやアンケート調査結果でも利用したい方が少ないことから、予算計上は見送った。



高倉 真弓 議員

地方創生について

問 雇用問題、少子化問題、男女共同参画についての取組みを問う。

答 国が策定した、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンでも人口問題の克服が重要課題とされており、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てをすることができるとあり、宿毛市の地方版総合戦略を策定する過程において、十分議論し必要な施策については、積極的に取り上げる。地方創生先行型交付金については、直七産地化推進事業をはじめ森林資源活用人材育成事業、移住定住促進事業、宿毛市観光振興事業、産業集積地域立地企業拠点強化事業、あったかふれあいセンター事業など十四事業を申請中である。

教育問題について

問 いじめ、不登校の問題について、先生方が忙し過ぎて余裕がないことが見受けられる。現状を教育長に問う。

答 文部科学省の教員実態調査においては教員の多忙化が顕在化しており、宿毛市においても状況は同じであるが、学級指導や部活動、昼休みなど生徒と少しでも多くの時間を共有し、情報収集に努めている。また、スクールソーシャルワーカーの派遣やスクールカウンセラーにも相談業務を実施していただいております。児童生徒や保護者の支援に努めている。

問 学校の教育機関を市民の生涯教育においても活用できないのではないかと、いじめや落ちこぼれがなくなったとされる自治体を参考に大人の聴講制度をとり入れる考えはないか問う。

答 学校教育の場を生涯学習の場として提供する制度の内容であるとか、事業の狙いであるとか、児童生徒への思いやりと学習意欲の向上などを

包括的にいろいろな研究をしてまいりたい。

難聴地域の解消について

問 主要地方道「宿毛宗呂下川口線」における防災無線・携帯電話など難聴地域の解消について問う。

答 これまでも各携帯電話事業者と協議をしてきたが、地理的条件や事業採算性など、今のところ厳しい状況にある。

市道栄喜芳ノ沢線の整備について

問 避難道としての整備について問う。

答 他の地区も含め、各路線に優先順位をつけ順次整備をしまいたいと考えている。

ふるさと納税制度について

問 平成二十四年度・平成二十五年度・平成二十六年年度のふるさと納税の年度別の件数と金額について問う。

答 平成二十四年度は九件で二百六十九万四千七百三十三円。平成二十五年度は十二件で四百六十六万円。平成二十六年年度は、本年二月末までに入金が確認できた実績で二十件、二百二十五万五千円である。

問 ふるさと納税の年度別の活用状況並びに今後の活用予定について問う。

答 平成二十四年度及び平成二十五年度については、寄付金を事業に充当できていない。平成二十六年年度については、ふるさと納税の環境保全に関する事業として、荒瀬山生活環境保全林遊歩道管理業務に二十一万六千円。市長が必要と認める事業として、市内で行う各種イベント等で活用するための机百台を購入する事業に、九十一万五千八百四十円を充当した。平成二十七年年度については、平成二十六年年度と同様にふるさと納税の環境保全に関する事業として、荒瀬山生活環境保全林遊歩道管理業務に二十三万円を活用する予定である。

問 提案として、将来的に中元やお歳暮、父の日や母の日などの贈答用途としても使えるようにしてはどうか問う。

答 これまで、寄付をしてくださった方以外へ返礼品を送りすることは考えてこなかったが、御提案をいただいたので、今後、検討することの一つとして、考えてまいりたいと思っている。

認知症対策について

問 宿毛市における認知症サポーターの数と、その活動について問う。

答 民生委員を中心に百五名の方にサポーター養成講座を受講していただいている。その活動については、認知症に関する正しい知識を持っていただき、地域で認知症の人と、その家族を理解者として見守る応援者として、できる範囲



岡崎 利久 議員

で手助けを行う活動をしている。

問 家族向けの認知症介護教室などの普及促進の取り組みについて問う。

答 本市では、認知症の人と家族の会、幡多家族の会による積極的な支援活動が、介護者の負担軽減につながっているものと考えており、その会の協力も得る中で、認知症高齢者等、介護者の集いを二カ月に一回、開催をしている。その集いでは、日ごろの介護

の苦労や、体験などを話し合い、情報の共有を図るとともに、認知症グループホームの見学等、介護を取り巻く課題に対する学習の場となっている。第六期介護保険事業計画の中でも、こういった集いの普及促進に努めてまいりたい。



野々下 昌文 議員

国の補正予算と宿毛市の新年度予算について

問 緊急経済対策を伴う平成二十六年補正予算案は家庭や地方、中小企業に着実に恩恵を行き届かせることが重要とされている。市長はどのような意図をもって地域経済の再生へとつなげていく考えか問う。

答 国の補正予算を受け、地域経済の再生に向け、地域消費喚起、生活支援、並びに、まち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先行的な事業実施を考えている。

問 事業実施計画については、現在、国に申請中であるため、予算については、本会議中に追加提案にて提出する予定であるが、地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型に係る交付金限度額の総額は、九千三百三十二万三千円となる見込みである。

問 補正予算の地域消費喚起生活支援型事業では、プレミアム商品券の発行を考えていると聞いている。商品券のプレミアム率、発行件数について問う。

答 販売額は二億円、プレミアム率二十％、四千万円を上乗せするものとし、最終的な

商品券の発行額は二億四千万円を計画している。商品券の販売は夏ごろ、使用期限は販売から半年程度を想定している。この商品券事業の実施により、本市の消費拡大を促し、地域経済の活性化を目指していく。

問 国の税収は二十四年ぶりの高水準となり、そのような予算編成がなされているが、本市の歳入見通しについて問う。

答 三年に一回の固定資産評価替えの年に当たり、固定資産税の減少が見込まれ、平成二十六年度比で九千二百一十一万四千円減少の見込み。

問 地方交付税においても、総合的に判断する中で減少が考えられる。一方、地方消費税交付金は、消費税が八%になったことにより平成二十六年度比で一億四千五百万円の増額になる見通しである。

問 四月から始まる「子ども子育て支援新制度」の予算は、本市にどのように反映されようとしているのか問う。

答 保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、各市町村が地

域のニーズに基づいて事業計画を策定することが義務付けられた。

主な新規事業として、教育・保育の充実に向けた認定こども園の普及、既存の事業では、保護者の就労や疾病等で放課後に保護を受けられない児童への放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業等更なる充実に取り組む。又、四月からは、私立保育所二園では、第二第四土曜日を休園日とせず、午後一時までの土曜保育を実施する。



山上 庄一 議員

市長の経済観について

答 本市の経済を取り巻く環境は非常に厳しいが、県や関係団体等と連携を図る中で活性化するように取り組みたい。

問 お金が地域で循環する一つの方法として地産地消のための産直市の施設・制度づくりが必要ではないか。

答 今後、調査研究をしたい。

問 市内のお金の流れからは、役所の公共調達のお金も重要な位置を占めている。入札に市外業者が入り落札するとお金が市外に出て経済波及効果はないに等しい。例えば入札に市内外で価格面でのハンディキャップを設けてはどうか。

答 市外業者での発注を検討しなければならぬ場合もあり御理解をいただきたい。

問 最近、宿毛の方々が入浴のために近隣市町村に出かけると聞く。これは都市間競争に負けている。

答 お金が市外に出ることを少なくし健康寿命を延ばすためにも、また海上自衛隊からも入浴のための要望があるというが公共側で施設整備をすればどうか。

問 宿毛市の景気は疲弊しているように見えて仕方がない。日銀の景気情報では高知県はここ一年「基調的には緩やかに回復しつつある」とあるが、市長は宿毛市の経済をどのように見ているのか。

答 一本松温泉利用者の約六割が宿毛市からの利用者である。また、海上自衛隊の隊員からも強い要望があり大変厳しい財政状況だが産直市と同様に前向きに検討したい。

鳥獣害防止を踏まえ たジビエ料理等の商 品開発について

問 市が加工施設など整備しシカ肉などを特産品まで昇華させてはどうか。

答 結果として鳥獣害の減少につながればよいわけで、あくよくば肉や皮を流通させればと思うので様々な可能性を模索されたい。

答 現段階では市独自で加工施設整備は困難であるが、国や県において補助事業があり市内で有害鳥獣の食肉の事業などを検討される方、団体等があれば、行政も一緒に有効活用等の仕組みづくりを協議させていただきたい。

議会答弁における 「検討する」に 対する経過報告について

問 我々議員の質問等に対し「検討する」ということがよくある。しかしながら、その後、検討されたかどうか知らされない。検討すると答弁した案件については三カ月とか半年後であるとか、一定期間後にはその経過報告をすべきではないか。

答 一般質問の場でのやりとりに関しては、改めて質問をいただければ経過報告等を行いたい。



濱田 陸紀 議員

避難場所への避難小 屋の整備について

問 寒い時期、夜間、雨天などの悪条件下で災害が発生した場合に備えて、災害弱者の生命を守るため避難場所に避難小屋を設置する必要があるのではないかと問う。

答 市の防災対策は発災後の

市民の命を守ることを最重点に避難道、避難場所等の整備を中心に取り組みを進めており、避難小屋といった施設は整備できていないのが現状である。本市の大変厳しい財政状況からも避難小屋の整備は現状では困難と考えており、防寒や雨天時の対策については自主防災組織等の共助、自助で対応してもらいたい。

避難道整備について

問 宿毛市では、平成十五年度からの津波避難道整備により七十七カ所が完成する予定であるが、今後の整備計画について問う。

答 六カ所の避難道を整備する予定であり、七十七カ所とあわせて八十三カ所となる見込みである。

問 更なる要望があった場合はどう対処するのか問う。

答 今後も各地区からの要望があれば、現地等精査して必要と判断すれば引き続き整備を進める。

すくもサニーサイド パークの家賃について

問 サニーサイドパークは老朽化が目立ち、利用客も大変少なく、入居者の経営も非常に厳しいようだが、現在の家賃について問う。

答 宿毛サニーサイドパーク展示棟の利用料金については、条例で月額六万円(上限)に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内において定めるとしており、現在、一棟につき五万七千七百五十円である。

問 利用客の少ない現状からみて、家賃の引き下げを検討する気はあるか問う。

答 利用料金は指定管理者がサニーサイドパークを維持管理していくための重要な収入であり、これを引き下げると施設の管理運営に支障を来すおそれがあるので、困難であるが、今後については、抜本的な対策が必要ではないかと考えている。

火災への対応について



寺田 公一 議員

問 長田町など二件の火災では、多くの市民が消火体制に不安を感じているが、その原因と今後の対応について聞く。

答 長田町の火災では、通報時点で建物内に要救助者がいることが判明しており、人命救助を最優先に現場指揮を執ったことから、水槽車への補給体制や、消防団への情報の伝達など、一部に不手際が生じ、市民の皆様には不安と不信感を持たれる結果となった。今後は、署内での連携訓練及び消防団とトランシーバー等を活用した連携を図り、再発防止に努めていく。

今後の消防水利の確保については、二十六年度に改定した宿毛市地域防災計画一般対策編において、計画的に整備していく。

問 建設中の新小筑紫保育園が火災により全焼したが、今後のスケジュールについて聞く。

答 四月の開園を予定していたので、無念でならない。

今後は、木造であるため、材料の調達等で時間が必要と予想されるが、一日も早い再建に向け、職員一同、一致協力して取り組んでいく。

開園予定については、年度途中の開園も視野に入れた中で、遅くとも来年四月までには開園できるものと考えている。

市政運営の自己評価 について

問 財政調整基金は平成二十五年年度決算認定審査時点で、二十億円余りであったと記憶しているが、基金の現状と今後の保育園、学校等公共施設の建設計画と財政シミュレーションについて聞く。

答 平成二十六年度末の基金残高見込みは、十四億九千六百万円となる見込みである。

建設事業の計画については、毎年七月に建設事業等調査票

の提出を関係各課から受け、大型建設事業費を算出し、財政シミュレーションに反映し、予算編成時に優先順位を付けた中で、建設事業を実施している。

また、平成二十八年度には、公共施設等総合管理計画を策定することが義務付けられていることから、平成二十九年以降、建て替えも含めて、各施設ごとの建設、修繕計画を立てていく。

教育行政について

問 四月から教育委員会の体制が変わるといいますが、どのように変わるのかについて聞く。

答 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことにより、教育委員長と教育長が一本化され、新教育長が設置となり、教育委員長の職が廃止となる。

教育長は、市長の任命による特別職となるが、教育委員会の委員四名は市長が議会の同意を得て任命しており、教育委員会の独自性はこれまで同様担保されると考えている。



浅木 敏 議員

市長の政治姿勢について

問 市長は自衛隊の拠点誘致を求める五回目の要望を防衛省へ提出したが、潜水艦等の宿毛湾入港は漁業に大きな影響を与える。また自衛艦の多数入港で衝突事故も増え、漁民の命に関わるのになぜ拠点港化を求めるのか。

答 南海トラフ地震の災害対策と、西南地域の防衛体制強化の後方支援拠点として、宿毛湾と当地域の活用をお願いした。ご質問のように漁業に影響が出るなら私も賛同しかねる。

市人口の増加策について

問 地方を疲弊させ若者が子育てできない社会にしたのは、歴代の自民党政治の失敗であ

る。まずは若者の雇用の場づくりと、第一次産業を含めた起業への支援を聞く。

答 高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致に取り組んでいる。また、第一次産業への新規就労支援は商工会議所や漁協、農協など関係機関と連携して雇用促進及び起業支援に努める。

問 子育て支援策は他市町村のように、保育料や給食費の無料化や軽減を実施すべきだ。また多くの自治体は年少扶養控除廃止に伴う所得税増を保育料に連動させず、再計算をして保育料を決定しており、宿毛市でも実施を求める。

答 保育料は国の基準どおり第二子半額、第三子は無料としており、これ以上の支援は財政上困難である。学校給食費の無料化や減免、旧年少扶養控除に係る保育料減額の再計算も行わない。

森林整備と林産業の振興について

問 宿毛市は面積の八十四％が森林でこの有効活用と、特

に市有林は見本となる森林整備をすべきであるが現状と今後の施策を聞く。また、市長公約である国土調査実施による森林境界明確化について聞く。

答 市有林は八百二十四ヘクタールあり要整備林の間伐実行率は平成二十七年末で九十二％となる見込みである。目標伐期を杉八十年、ヒノキ九十年の長期伐期とし、今後は適地を選び複層林施業も取り入れる考えである。国土調査は平成二十七年末は、貝塚地区の北側山林部分を中心に予備調査事業を実施する。森林組合が行っている森林境界明確化事業も早急に推進する。

問 製材など林産加工業への支援策を聞く。また木質バイオマス発電の事業開始の朗報はあるが、稼働はまだ五十、六十％であり資材確保など今後の支援策を聞く。

答 大型製材工場は誘致ではなく、民間事業者の計画があれば支援する。木質バイオマス発電は浅木議員指摘のような稼働率であり、市としても広報誌でのPRによる資材確保など全面稼働に協力していく。

●「議会基本条例を制定しました。」

宿毛市議会基本条例

(前文)

宿毛市議会では、平成25年第2回臨時会で議会基本条例調査特別委員会(委員6名)を設置し、基本条例の必要性の検証を行い、制定に向けて取り組んできました。条例に盛り込むべき事項の協議、パブリックコメントや意見交換会での市民の意見も踏まえ、基本条例(案)をとりまとめ、条約制定を提言する内容の委員会最終報告書を提出し、開会日に全会一致をもって承認されました。

特別委員会の提言を受け、これまで取り組んできた議会改革を基礎として、さらなる議会活動の活性化を目指し、将来にわたり議会及び議員のあるべき姿を示すために、最終日に宿毛市議会基本条例を議員より提案し、全会一致で可決しましたので、ここに全文を掲載します。

市民の皆さんにおかれましては、ご意見等のご協力をいただき、ありがとうございます。

近年、地方自治を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会は、二元代表制の中での地方自治の一翼を担う機関として、その果たすべき責務と役割を明確にすることが求められている。

こうした中で、宿毛市議会(以下「議会」という。)は、これまで取り組んできた議会改革を基礎として、さらなる議会活動の活性化を目指し、将来にわたり議会及び構成員である宿毛市議会議員(以下「議員」という。)のあるべき姿を示すため、ここに宿毛市議会基本条例を制定する。

議会は宿毛市民(以下「市民」という。)の負託に応えるため、積極的な情報公開と市民参加の推進、市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)との緊張関係の保持、議員間の自由な討議の展開、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める規定を遵守し実践する。さらには、積極的な政策提言を行うことで、宿毛市の豊かなまちづくりを進めなければならない。

そして、この条例が、議会及び議員の活動原則となり、

そのよって立つ基盤となることを、ここに定めるものである。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の役割と責務を明確にするとともに、議会の活性化及び充実のために必要な基本的事項を定めることにより、市民の負託に応える議会を実現し、市政の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会の運営及び議員活動原則

(議会の運営原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則により運営しなければならない。

- (1) 市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚するとともに、公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映するための運営に努めること。
- (3) 市の議決機関として適正な市政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (4) 議会は、市民の市政に對

する関心を高めるため、わかりやすい言葉及び方法を用いた運営に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則により活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び議決機関であることと十分に認識し、議員間の自由な討議の推進を重んじること。
- (2) 市政全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議会の会派(以下「会派」という。)は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

2 会派は、政策決定、政策提言及び政策立案等に際して、会派内で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

2 議会は、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的意見等を討議に反映させるよう努めるものとする。

4 請願又は陳情の審査において、提出者が希望した場合は、意見を聴く機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、議会活動の状況を市民に直接報告することと、市政に関する情報の提供に努め、議会に対する意見や市政に対する提言等を市民から直接聴取する機会として、議会報告会を行うものとする。

(政策意見交換会)

第7条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題が生じた場合に、市民の多様な意見を把握するため、市民との意見交換の場として、政策意見交換会を行うものとする。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等との関係は、第2項から第4項までの規定により、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のどちらかを選択することができる。

3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可する範囲において、議員の質問内容に対し、反問を行うことができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず議長の承認を得て市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めものとする。

(重要政策等の説明)

第9条 議会は、市長等が提案する重要な計画・政策については、議会審議における論点を整理し、政策の必要性を判断するため、市長等に対して次に掲げる事項の説明を必

要に応じて求めることができる。

(1) 必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 総合計画における根拠及び位置付け(整合性)

(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(5) 市民参加の実施の有無とその内容

(6) 関係する法令及び条例

(7) 財源措置

(8) 見込まれる効果

(9) 将来負担すべき経費の計算

2 議会が重要な政策等を審議するに当たっては、立案及び執行に当たつての論点又は争点を明確にするともに、執行後の政策評価に資する審議に努めなければならない。

第5章 議会機能の強化

(議員協議会)

第10条 議会は、議員全員の協議の場である議員協議会を設ける。

2 議会は、議案の審査並びに市政に関する課題及び議会の運営に関する協議又は調整を行うため、議員協議会を十分に活用する。

(議員間討議)

第11条 議会は、委員会及び議員協議会において、議案等

に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(議員研修の充実)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力向上のため、議員研修の充実を図らなければならない。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、多様な情報技術を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第6章 議会事務局の充実等

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るよう努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長等は、

議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協

議しなければならない。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第15条 議員は、政策立案又は提言を行うため、及び調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、宿毛市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年宿毛市条例第1号12)を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受け

た会派は、その適正な執行に努め、使途の透明性を確保するとともに、市民に対して説明責任を果たすものとする。

らない。

第9章 継続的な検討

(継続的な検討)

第18条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化を勘案し、議会運営に係る継続的な評価と改善を行う中で、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、適切な措置を講ずるものとする。

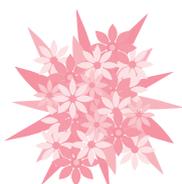
第10章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



各議員の議案に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議 席		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
氏 名	議 決 結 果	高倉	山 上	山 戸	欠	岡 崎	野 々 下	松 浦	浅 木	中 平	浦 尻	寺 田	宮 本	濱 田	西 郷
		真 弓	庄 一	寛	員	利 久	昌 文	英 夫	敏	富 宏	和 伸	公 一	有 二	陸 紀	典 生
議案番号															
議案第15号	可 決	○	○	○		○	○	○	×	○	議 長	○	○	○	○
議案第24号	可 決	○	○	○		○	○	○	×	○		○	○	○	○
議案第31号	可 決	○	○	○		○	○	○	×	○		○	○	○	○
議案第37号	可 決	○	○	○		○	○	○	×	○		○	○	○	○
議案第44号	可 決	○	○	○		○	○	○	×	○		○	○	○	○
陳情第28号	不採択	○	×	○		○	○	×	×	○		○	○	○	○

〔○：賛成 ×：反対〕

★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〳 編集後記 〵

野に山に花が咲き、日差しも初夏を思わせる季節となりました。

平成二十七年度は地方創生に向けて宿毛市独自の地方人口ビジョン、これを実現する為の地方版総合戦略を策定しなければなりません。

今や、人口減少社会を迎え、全国同一の価値ではなく、住みたい地域に住みたい人が移動する価値観が多様化する時代になりつつあり、他にない宿毛の良さを見つけ磨き、魅力ある宿毛市を発信していきたいと思っています。

我々議員の任期も残りわずかとなり、今期定例会が最後の議会となりました。この議会だよりが皆様のところへ届くころには、新たな十四名の議員が誕生しているものと思われませんが、引き続きのご愛読を心からお願いたします。

〳 編集委員 〵

- 野々下 昌文
- 山 上 庄 一
- 松 浦 英 夫
- 寺 田 公 一
- 宮 本 有 二

軽自動車税の税率のお知らせ

【問い合わせ先】

税務課住民税係 ☎63-1115

地方税法の改正に伴い、平成28年度から軽自動車の税率が改正されますので、主な変更点についてお知らせします。

①原動機付き自転車及び二輪車等

すべて平成28年度から新税率が適用されます。

※平成27年度実施予定でしたが、1年延期されました。

車種区分		平成27年度まで (現行税率)	平成28年度から (新税率)
原動機付き自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	50cc以下(ミニカー)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

②軽自動車

○三輪および四輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)が適用されます。

平成28年度課税時に、三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

<適用条件>

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録をした三輪および四輪の軽自動車(新車に限る。)で、基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度(平成28年度)分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。



溝渕 健躬
(産業振興課)



中野 宏昭
(人権推進課)



穂満明日美
(環境課)



濱田紗哉加
(保健介護課)



北村大二郎
(税務課)

平成27年度宿毛市
新規採用職員です



佐藤 千晶
(平田保育園)



河原 卓也
(水道課)



末廣 香保
(福祉事務所)



小原 博之
(福祉事務所)



曾根 勇大
(土木課)



中山 絢可
(産業振興課)



東 龍之介
(幡多西部
消防組合)



山本 真弓
(中央公民館)



小島 桃子
(咸陽保育園)



山下 遼菜
(中央保育園)



山本今日子
(中央保育園)



吉村 真美
(二ノ宮保育園)

みんなでスポーツする日 ～みんなで15分以上の運動をしましょう～

チャレンジデーは、毎年5月の最終水曜日の0時から21時までの間に、15分間以上継続して運動やスポーツなどの身体活動を行う住民参加型のスポーツイベントです。健康づくりや地域づくりを目的に、昨年度は全国で約200万人が参加しています。今年は神奈川県湯河原町(面積:40.99km² 人口:26,387人)と、チャレンジデーへの参加率を競います。ぜひご参加ください。

実施日時: 5月27日(水) 0:00~21:00 ※この時間内であればいつでも参加可能です。

参加対象: チャレンジデー当日、宿毛市にいる方

実施種目: 15分以上継続して行うスポーツなどの身体活動 〈例〉ウォーキング、ラジオ体操など

実施場所: 宿毛市内 〈例〉自宅、学校、職場、スポーツ施設、広場など

参加報告方法(1、2のいずれか)

1. 参加報告BOXへ参加報告票を入れる。

(市役所、総合運動公園、各支所、文教センター、和田体育館に設置)

※市役所、各支所は9:00~17:00

2. 総合運動公園に電話または参加報告票をファックスする。

※参加報告票は、市役所本庁、各支所、各体育施設に置いてあります。様式は任意のものでも可。

参加報告締切: 5月27日(水) 21:30

※プログラムに何回参加してもかまいませんが、参加報告は1人1回のみです。

【問い合わせ先】

宿毛市チャレンジデー実行委員会事務局(宿毛市総合運動公園内)

☎66-1467 FAX66-1468

老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ

《繰り上げ支給》

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、希望すれば65歳前に繰り上げて減額された年金を受け取ることができます。ただし、支給を繰り上げた場合、生涯減額された年金を受け取ること、障害基礎年金を請求できなくなるなど、注意が必要です。(減額率は最大で30%)

《繰り下げ支給》

66歳以降に老齢基礎年金を受け始める繰り下げの場合は、年金額が増額されます。ただし、遺族年金などの受給権がある場合は適用になりません。(増額率は1カ月で0.7%、最大4.2%)

なお、繰り下げした場合、老齢基礎年金を受給するまでは振替加算も支給停止になりますので、振替加算が多い方は不利になる場合があります。

詳しくは幡多年金事務所へお問い合わせください。

おすすめです!『付加保険料』

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加わります。
※2年以上受給されると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れますので、お得です。

付加保険料の納付は、お申し込みいただいた月分からとなり、定額保険料(月額15,590円)を納付していただくことが条件となります。また、国民年金基金へ加入されている方は付加保険料を納めることはできません。

付加保険料の納付をご希望の方は、幡多年金事務所または市民課年金係へお申し出ください。

【問い合わせ先】

日本年金機構 幡多年金事務所

☎0880-34-1616

より多く年金を受け取りたい方におすすめします!

ねんきんコーナー

お知らせ各種年金相談の日程

【問い合わせ先】
市民課年金係
☎63-11112

年金相談に必要なもの

- 年金手帳や年金証書
- 定期便の相談であれば送られてきた書類一式
- 認め印
- 代理の場合は委任状(家族であっても必要です)が当日必要となりますので、必ず年金係にお問い合わせの上、事前にご準備ください。また、代理人の本人確認できるもの(免許証など)も必要です。

日時

5月19日(火)

10時~15時(昼休みを除く)

場所 宿毛市役所

受付 市民課年金係

受付時間 8時30分~

※相談には予約が必要です。

事前に年金係までご連絡ください。

日本年金機構
幡多年金事務所による
出張年金相談



今月の年金相談

宿毛の教育について

宿毛市教育長 立田 寿行

平成27年度教育行政方針を抜粋してお知らせします。

人権教育

市民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めるため、学校教育や各職域、生涯教育の場など、あらゆる機会を通じて人権教育を積極的に推進し、すべての人が人として尊重し合える明るいまちづくりと人権意識の向上に努めていきます。

学校教育

「21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子どもの育成」を基本として、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことを目指して学校教育の充実に取り組みんでいきます。

学習指導要領に基づいた教育課程の指導を徹底することはもとより、特に知・徳・体・命の調和のとれた「生きる力」の基本となる確かな学力の保

障と豊かな人間性の向上に向けた取り組みを強化していきます。そのため、子どもの「夢

や「志」を育みかなえる力を育成するキャリア教育を推進します。

宿毛小学校の改築については、現在地を改築の候補地として市長部局と連携して調査・検討をしていきます。

子どもたちの安全・安心対策については、未耐震施設の耐震化への取り組みとして、松田川小学校校舎、大島小学校屋内運動場、東中学校屋内運動場の耐震補強工事をはじめ、早期に全ての施設が耐震化できるよう耐震事業を実施していきます。

「重点目標・施策」

- 高知県が実施している、教育版「地域アクションプラン推進事業」や放課後等学習支援事業を積極的に活用し、学力向上に向けた各種事業を推進します。
- ハイパーQ.U（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を継続して実施することにより、児童・生徒の学校での生活意欲や満足度、ソーシャルスキル能力をより詳しく把握する中で、生活面の改善を図り、学力向上に努

めます。

● 総合的な学習の時間や山の学習支援事業を活用し、発達段階に応じた環境教育を推進する中で、環境問題について学習するとともに、郷土の豊かな森林や川、海での体験学習も実施することで、環境保全の大切さを認識し、自然を愛し行動できる人づくりに努めます。

● 子どもたちの安全・安心を確保するため、青少年育成センターを核として、スクールガードリーダーの配置や補導教員などによる巡回指導、地域ボランティアによる「子ども見守り隊」の活動などを有機的に結び付け、犯罪から子どもたちを守る取り組みを推進します。

● 東南海、南海地震に備えた防災教育や避難訓練を実施し、児童・生徒、教職員の危機管理の意識の高揚を図ります。平成25年度には片島中学校、平成26年度には咸陽小学校が高知県実践的防災教育推進事業の指定を受け、先進的な防災教育の取り組みを進めてきました。平成27年度においては、小筑紫小学校が同事業の指定を受け、取り組みを実施する中で、宿毛市における防災教育の確立に向け取り組

みます。

学校給食

栄養指導や地場産物を活用した郷土料理の調理実習などを行い、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、食を通じた郷土への理解を深める食育の推進に努めていきます。

「重点目標・施策」

● 「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）に基づき、食材の確保や栄養指導、献立表の作成は栄養士が行い、委託業者に対して衛生管理や調理員の研修の充実を図るよう指導を徹底するとともに、保護者・学校と緊密に連携してアレルギー食対応を行い、安心安全な給食の提供を図っていきます。

● 現在の学校給食センターは昭和58年度の建築であり、施設の老朽化が著しく改築が課題となっています。今後は、高台移転なども勘案しながら、改築に向けて検討を行うっていきます。

生涯学習

生きがいと潤いのある人生を過ごすために、宿毛文教センターを拠点に、子どもや若者、働き盛りの世代も含め、地域住民

全体が気軽に集える機会を提供し、いつでも、どこでも、誰でもが、自発的に学習できる学習機会を充実させるとともに、地域全体の教育力の向上を図り、一人ひとりの人権が尊重され、子どもたちが健やかに育つ豊かで文化的な地域社会づくりに取り組みます。

「重点目標・施策」

● 公民館事業や放課後子ども教室などを通して、子どもから高齢者までを対象としたふれあい事業の実施や地域の教育力を活用した世代間の交流を深め、優しさや温もりのある地域社会で子どもたちの健全育成に努めます。

● 大学や実業団などのキャンパス誘致や各種大会の招致に努め、社会体育施設の有効活用を図るとともに、宿毛マラソン大会の実施やランニング競技、球技、武道大会などの各種スポーツ大会などの開催により、スポーツを活用した交流人口の拡大に努めます。

● 文化財の維持管理と保護および愛護思想の普及に努め、地域の芸能・伝統文化の継承・発展に努めます。



愛館日の清掃奉仕

3月から11月まで毎月最終水曜日(4月のみ最終木曜日)を愛館日と定め、日ごろ中央公民館でサークル活動を行っている皆さんやボランティアの方々に協力いただき、文教センターの中庭や花壇の手入れ、路面の草引きなどの清掃奉仕活動を行っています。

【問い合わせ先】

中央公民館 ☎6312618

宿毛文教センター殺虫消毒日のお知らせ

5月25日(月)は、宿毛文教センター全館が殺虫消毒のため入館することができません。

【問い合わせ先】

中央公民館 ☎6312618

4月1日から「読書通帳」の無料配布を始めました

読書通帳とは、読んだ本の記録を残し、心に素敵な貯金をしていくものです。読書通帳がいっぱいになれば、窓口で認定スタンプを押し、新しい通帳をお渡しします。



【問い合わせ先】

坂本図書館 ☎6312654

0才からのジャズコンサート

赤ちゃんから大人まで楽しめる本格ジャズコンサートです。

日時 5月23日(土) 14時

場所 宿毛文教センター

出演

クニ三上、池田聡、横山和明

曲目

アナと雪の女王 ほか

入場料

大人…1,000円

0才〜小学生…500円

チケット販売場所

中央公民館(土・日・祝日)

除く)、サンダグリーントクリハラ、フジグラン四万十後援
宿毛市教育委員会ほか

【主催・問い合わせ先】

オフィスヨコタ

☎0901443612262

図書カードの寄贈

国際ソロプチミスト幡多から、坂本図書館に図書カード(30,000円分)をご寄贈いただきました。ありがとうございます。

購入した図書は、新着図書コーナーに展示の後、2階の「国際ソロプチミスト幡多文庫」の書棚に配架となります。皆さんぜひご利用ください。



【問い合わせ先】

坂本図書館 ☎6312654



■ テンプル・グランディン自閉症と生きる

サイ・モンゴメリー 著

杉本詠美 訳/汐文社

『タイム』誌の「世界で最も影響力をもつ百人」にも選ばれたテンブル・グランディン。自閉症である彼女の子ども時代から、動物愛護活動家として、同時に食肉処理施設の設計者として活躍するに至るまでを紹介する。

■ 香港バリケード

若者はなぜ

立ち上がったのか?

遠藤蒼・深尾葉子 共著

明石書店

香港デモ「雨傘革命」の緊急レポート。「香港の若者はなぜ立ち上がったのか」というテーマとともに、学生達とオキュパイ派の運動のベクトルの違いを考察しながら、雨傘革命が東アジア情勢に与える影響を分析。見返りに図あり。

■ これだけは知っておきたい教科書に出てくる日本の神社

これだけは知っておきたい教科書に出てくる日本の神社編集委員会 編著

汐文社

■ 環りの海

竹島と

尖閣国境地域からの問い

琉球新報・山陰中央新報 著

岩波書店

■ モンスター・ホテルでひみつのへや

柏葉幸子 作/高島純 絵

小峰書店

■ NPOの教科書

初歩的な疑問から答える

乙武洋匡・佐藤大吾 著

日経BPP社

■ がっこうのおばけずかん

おきざりランドセル

斉藤洋 作

宮本えつよし 絵/講談社

■ 危機と雇用

災害の労働経済学

玄田有史 著/岩波書店

■ 「青」の民俗学

地名と葬制

筒井功 著/河出書房新社

■ ももんがもんじろう

村上康成 作/講談社

(内容紹介は、坂本図書館流通センターTRCMARより)

宿毛市行事予定表

平成27年 5月

開催日	行 事 名	時 間	場 所	問い合わせ先
1(金)	第18回 桜墨会サークル展(～6日)	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎63-2618
3(日)	幡西卓球大会	8:30	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
5(火・祝)	防災・防犯・交通安全フェア	10:00	フジ宿毛店	フジ宿毛店 ☎63-0100
9(土)	第20回 宿毛カップ少年サッカー大会 (3、5年生)(～10日)	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	B型肝炎被害者説明会	14:30	宿毛文教センター	全国B型肝炎訴訟広島弁護団 ☎082-223-6589
10(日)	2015宿毛 ミニフットサル春季大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	西南地域シニアソフトボール大会	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎66-1467
	講演会「バイオマス材収入から始める 副業型自伐林業」	13:00	宿毛市総合社会福祉 センター	産業振興課 ☎63-1117
11(月)	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	各保育園
	ふれあい保育	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎63-2914
	育児相談	11:00		
12(火)	行政相談「1日行政相談所」	13:00	宿毛文教センター	三本義男 ☎63-1800 山岡まゆみ ☎63-1468
14(木)	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
16(土)	宿毛市・大月町中学校球技大会(～17日)	9:00	宿毛市総合運動公園ほか	総合運動公園 ☎66-1467
17(日)	第39回 幡多地区春季卓球選手権大会	8:30	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
19(火)	出張年金相談	10:00	市役所(市民課で受付)	市 民 課 ☎63-1112
20(水)	あいさつ・声かけ運動日		市内全域	青少年育成センター ☎63-4197
21(木)	通学路安全の日		市内全域	総 務 課 ☎63-0948
23(土)	0才からのジャズコンサート	14:00	宿毛文教センター	オフィスヨコタ ☎090-4436-2262
24(日)	休日市税納付窓口開設日	9:00	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
27(水)	チャレンジデー 2015	0:00	市内全域	総合運動公園 ☎66-1467
28(木)	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
29(金)	長期浸水防災訓練	9:30	宿毛クリーンセンター西 側(新田公園グラウンド)	宿毛警察署 ☎63-0110
30(土)	第1回 すくも探健元気ウォークラリー	9:00	和田体育館	保健介護課 ☎63-1113
	第57回 高知県中学校通信陸上競技大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
31(日)	宿毛市体育協会 バドミントン大会	8:30	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
6月1(月)	無料人権相談	10:00	宿毛文教センター	人権推進課 ☎62-0225
7(日)	梅狩り	9:00	楠山公園駐車場(集合)	山里の家 ☎64-7037

高知けいば
 **パリス宿毛**
 (ケーバ) http://www.keiba.or.jp/
 (ケーバ) http://www.keiba.or.jp/

5月	6月
4	6
5	7
6	20
16	21
17	27
23	28
24	
30	
31	

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
5	24(日)	市役所税務課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			
夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
5	14(木)	市役所税務課	17:15～19:00
	28(木)	〃	〃

固定資産税 1期 **6** / **1** (月) **納期限**

軽自動車税 全期

自動車税の納付について

自動車税の納期限は6月1日(月)となっています。納付は、銀行、郵便局、農協などの金融機関に加え、コンビニエンスストアでも可能となっていますので、ご利用ください。

【問い合わせ先】
 高知県幡多県税事務所
 ☎0880-35-5972

ご注意!!

シーズン到来 マダニ感染症



フタトゲチマダニ



タカサゴキララマダニ

- ▶ シカ、イノシシなどの野生動物が出没する場所に多く生息しています。
- ▶ マダニ感染症が発症すると、頭痛・発熱などの症状があります。最悪の場合死亡することもあります。予防に努めましょう。

マダニに咬まれたら…

- 吸血中のマダニに気付いたら、つぶしたり無理に引き抜いたりせず、医療機関(皮膚科)で処置してください。
- 野山に出かけた後に熱などの症状が出たら、速やかに医療機関を受診してください。

肌を出さない服装を心がけましょう。マダニに咬まれないことが重要です。

【問い合わせ先】 高知県幡多福祉保健所衛生環境課感染症担当 ☎0880-35-5982
宿毛市保健介護課 ☎63-1113

すくも探健元気ウォークラリー



開催日	集合場所	受付時間
5月30日(土)	和田体育館	9:00~9:20
7月18日(土)	旧栄喜小学校体育館	
10月24日(土)	東部農村環境改善センター	
11月28日(土)	宿毛市総合運動公園	
平成28年 2月28日(日)	宿毛文教センター (多目的ホール)	※参加費無料、 申し込み不要

約4kmの道のりを歩きながら運動することの気持ち良さを感じ宿毛市の良い所を再発見してみませんか。

健康運動指導士による正しい歩き方の講習や体組成(体脂肪、筋肉量、内臓脂肪)の測定もできます。

5回全部に参加された方には皆勤賞もありますよ♪また、食生活改善推進員による軽食も配布しています。

- 履き慣れた靴で参加してください。飲料水、タオル、帽子、雨具などは各自ご用意ください。
- 小雨決行。雨天の場合、屋内で運動を行いますので上履きをご用意ください。
- 自己の責任において体調を管理した上で、参加してください。

【問い合わせ先】 保健介護課健康指導係 ☎63-1113 / 市民課 ☎63-1112

5~6月の指定水道業者当番店が変わりました

指定工事店	電話番号	当番日	指定工事店	電話番号	当番日
(有)アクア・サワダ	☎63-2541	5月1、13日	(有)伊与田設備	☎67-0063	5月7日、 6月15~21日
神谷水道工事店	☎63-2925	5月2、14~17日	所谷建設(株)	☎63-1695	5月8日、 6月22~28日
(有)上岡水道工事	☎66-0643	5月3、18~24日			幡西道路建設(株)
関西水道工事店	☎65-5840	5月4、25~31日	有田建設(株)	☎63-5226	5月10日
(有)宿毛水道工業	☎66-1930	5月5日、6月1~7日	(株)竹村産業	☎63-3118	5月11日
高田水道工業	☎63-2425	5月6日、 6月8~14日	(有)水道屋かきもと	☎65-5011	5月12日

～人間ドック費用の一部が**無料**に!

人間ドックに行くときは 各種受診券を持って!

国保加入者の方(40歳～74歳)、75歳以上(後期高齢者)で受診券を送った方へ、健診の一部が無料になる書類もお送りしています。人間ドックを受けられるときに、券を持参された方は、当該健診の部分が無料になりますので、ぜひご利用ください。

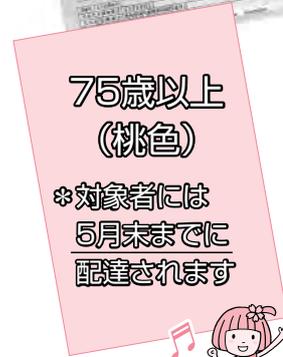
*75歳以上の方への発行・送付は5月を予定していますが、到着前でも対象者であることを確認できれば、無料で受診できます。「私は発行されるのかな?」と思われた方は、保健介護課までご連絡ください。

【問い合わせ先】 保健介護課保健衛生係 ☎63-1113 FAX 63-0410



40～74歳
(水色)

←特定健診受診券
国保加入者の方で40歳から74歳まで。(水色)



75歳以上
(桃色)

*対象者には
5月末までに
配達されます

←健康診査受診券
75歳以上で生活習慣病などの通院中でない方へ発行されます。(桃色)

離乳食講習会のご案内

離乳食の進め方、何を食べさせたらいいのか、どうやって作ればいいのか、組み合わせやメニューが知りたいなど、離乳食への心配はありませんか?宿毛市では、「4・5・6カ月」の乳児を持つ保護者の方を対象に、離乳食の進め方についての講習会を開催しています。

実施日 平成27年 5月27日(水)
8月26日(水)
11月25日(水)
平成28年 2月24日(水)

受付時間 12:50～13:00

実施時間 13:00～14:30

場所 宿毛文教センター2階 和室(受け付け・託児)、実習室(講習会ほか)

持参するもの 母子健康手帳、筆記用具(託児を希望される方は、オムツ換えセット・お茶やミルク)

- 対象となる月齢のお子さんには、はがきでご案内します。
- 母子保健推進員が託児をしますので、お子さんと一緒にお気軽に参加してください。
- 申し込みの必要はありません。

【問い合わせ先】 保健介護課健康指導係 ☎63-1113

『宿毛市認知症ケアパス』ができました!



宿毛市では、認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを支援する取り組みの一環として、『宿毛市認知症ケアパス』を作成しました。

認知症ケアパスとは、認知症の気付きからその進行状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護などのサービスを受けることができるか、標準的に示したものです。『宿毛市認知症ケアパス』は、認知症に関する基礎知識や利用できる制度・サービス内容が掲載された小冊子となっています。認知症は誰もが発症する可能性がある疾患です。もし認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためにご活用ください。

【問い合わせ先】 保健介護課予防係 ☎63-1113 / 地域包括支援センター ☎65-7665



母子保健

[乳児健康診査] 対象児に個別通知します

日	場 所	受 付 時 間
12(金)	宿毛市総合社会福祉センター	9:15～ 9:45

[3歳児健康診査] 対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
3(水)	宿毛文教センター	12:30～13:30

[パパ・ママスクール]

日	場 所	実 施 時 間
21(日)	宿毛文教センター	10:00～14:00

[赤ちゃん広場]

日	場 所	実 施 時 間
4(木)	宿毛文教センター	9:30～11:30
23(火)	宿毛東部農村環境改善センター	9:30～11:30
18(木)	宿毛市総合社会福祉センター	9:30～11:30



成人保健

各種検診はどこの場所でも受けることができます。

- 平成27年度実施の健康診査などの申し込みをされていない方は、実施日までに早めに保健介護課まで申し込みください。
- 特定健康診査については、医療保険者発行の受診券と保険証が必要です。持参していないと健診が受けられませんので、ご注意ください。

[特定健康診査] [前立腺がん検診] [大腸がん検診(配布)]

日	場 所	受 付 時 間
30(火)	宿毛文教センター	9:00～10:00
		13:30～14:30

[胃がん検診]

日	場 所	受 付 時 間
30(火)	宿毛文教センター	8:00～ 9:00

※検診前日の夜9時以降と当日の朝の飲食は原則禁止です。
ただし、検診の1時間前までは、水150～200mlを飲むことはかまいません。

[子宮頸がん検診]

日	場 所	受 付 時 間
4(木)	大島老人憩いの家	9:30～10:00
	宇須々木公民館	10:30～11:00
	宿毛市総合社会福祉センター	13:00～14:00
	宿毛文教センター	15:00～16:00

[乳がん(乳房X線)検診]

日	場 所	受 付 時 間
30(火)	宿毛文教センター	人数制限があるため予約制です。受診票指定の時間にお越しください。

[胸部レントゲン・肺がん検診]

日	場 所	実 施 時 間
26(金)	大島老人憩いの家	9:00～10:10
	田ノ浦消防屯所前	10:40～11:10
	宿毛文教センター	13:30～14:30
	ファニーハウス(押ノ川)	15:00～15:40

健康相談はどこの場所でも受けることができます。

- 毎回、血圧測定のほか、ミニ講話、介護予防を目的とした簡単な体操を実施しますので、健康手帳を持参してください。

[健康相談]

日	場 所	実 施 時 間
1(月)	栄喜漁村交流センター	9:30～11:00
3(水)	片島公民館	9:30～11:00
5(金)	鵜来島離島センター	8:30～11:00
8(月)	宿毛東部農村環境改善センター	13:30～15:00
10(水)	坂本多目的集会所	9:30～11:00
11(木)	二ノ宮集会所	10:00～11:30
15(月)	宿毛文教センター	10:00～11:30
19(金)	鵜来島離島センター	8:30～11:00
24(水)	沖の島開発総合センター	10:00～11:30
	弘瀬老人憩いの家	13:00～14:30

心の健康相談のお知らせ

保健師による電話相談・面接相談は随時お受けしています。保健所では、相談される内容によって、精神科嘱託医の相談も行っていきます。

【相談窓口】

宿毛市保健介護課 健康指導係

☎63-1113

幡多福祉保健所 健康障害課 精神保健福祉担当

☎0880-34-5124 (直通)

☎0880-35-5979

お酒の悩みごと相談 ☎090-1173-4672



犬の引取り

- 犬の引き取りを希望される方は保健介護課にご連絡ください。

講演会

「バイオマス材収入から始める副業型自伐林業」の開催について

日時 5月10日(日)
13時～16時(開場12時30分)

場所 宿毛市総合社会福祉センター
2階 会議室

宿毛市内で操業を開始した木質バイオマス発電所により、これまででは行き場がなく林内に放置されていた間伐材などの切り捨て材にも、発電用燃料として、新たな利用の道が開かれています。

副業型自伐林業は、昔、薪や木炭が身近なころから地域にあった、そしてこれからのバイオマス利用から始める、古くて新しい森林との付き合い方です。

自伐型林業グループの先駆けであり、県内外で「土佐の森方式」と呼ばれる自伐型林業を推進している「NPO法人土佐の森・救援隊」理事長 中嶋健造氏から、多くの活動事例について学び、宿毛市、広くは幡多地域の森林資源活用の可能性について考えます。



軽トラ1台、道端から、休日だけでも始められる身近な林業から山を元氣！地域も元氣！を目指します。

入場無料、申し込み不要ですので、興味を持たれた方は、当日ぜひお気軽にお越しください。

「すくも森林塾」6月開講！

「自分で山を間伐してみたいけれど、経験が無い」「バイオマスへ木材を出してみたいけれど、何から始めたらよいか分からない」「とにかく森林の仕事に興味がある」など、そんな方のための気軽に始める林業の講習会です。

資格の取れるチェーンソー講習や、伐採作業の基本から、「軽架線」とよばれる簡易な集材方法などを、計5回の講座で学べます。

対象者：宿毛市在住の18歳以上の方なら誰でも

参加費無料！



研修メニュー	日程
視察研修①	6月 7日(日) 「木の駅ひだか」などを視察
チェーンソー講習	6月20日(土)、21日(日)
間伐基礎	※7月26日(日)
軽架線研修	※8月22日(土)、23日(日)
視察研修②	※9月 6日(日) 四万十市内の山林を視察 ※日程は変更となる場合があります。

<受講の申し込み方法>

産業振興課までお電話をいただくか、①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所を記入の上、メールにてお申し込みください。

定員は20名(先着順)となります。受講生には後日、研修案内を別途郵送します。その他ご不明な点は、お問い合わせください。

森林の伐採には届け出が必要です

たとえ自分の山であっても、森林を伐採するときはあらかじめ市町村への「伐採届」の提出が必要です。また、森林が「保安林」に指定されている場合、「伐採届」ではなく、「伐採許可申請」により県知事の許可が必要となります。

伐採の届け出は、伐採を開始する90日から30日前までに提出が必要です。詳しくは森林の所在する市町村または県林業事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 産業振興課 ☎63-1117 ✉sangyou@city.sukumo.kochi.jp